

様式第1号（第3条及び第6条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・
保健指導補助金（変更）申請書

令和 第年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

組合名
代表者氏名

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

交付申請額	金	円
前回までの交付決定額	金	円
差引今回変更増△減額	金	円

※ 当初申請にあっては交付申請額のみ記入する。

2 添付書類

- 令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金所要額内訳（別紙）
- その他関係資料（特定健康診査等に関する制度周知をしていることが確認できる資料等）

担当課：_____
担当係：_____
職名：_____
氏名：_____
電話：代表_____ (内線) _____
直通_____
保険者番号：_____

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健診・保健指導補助金所要額内訳

区分	基 準 額 (A) 円	対象経費支出 予 定 額 (B) 円	寄付金その他の 収入予定額 (C) 円	差 引 額 (B) - (C) 円	県補助金 基 本 額 (A)と (B) × 1/3 の いすれか少ない方の 額 (E) 円	県補助金 所 要 額 (E)の千円未満を 切り捨てた額 (F) 円	県補助金 交付決定額 (G) 円	国民健康保険組合名)	
								差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F) - (G) 円	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H) 円
特定健診査									
特定保健指導									
合 計									

- (注)
- 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。
 - 「寄付金その他の収入予定額」(C)欄には、区分毎にその額を区分毎に「対象経費支出予定額」(B)欄の額で按分した額を記入すること。
 - 特定健診査等を実施する場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額を徴収する場合であつて、「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄は0とすること。)

(特定健診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄は0とすること。)
 - 「県補助金基本額」(E)欄と「差引額」(B)欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。
 - 「県補助金所要額」(F)欄には、「県補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた額を記入すること。
 - 「県補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の6による変更申請のほかは斜線を引くこと。

(1) 特定健診検査別内訳

國民健康保險組合名

分類	基準額		対象経費支出予定額		(B) 欄の内訳)
	実施人員	基準単価	所要額	(A) 欄の内訳)	
特定健診査					
対象者数(人)					
組合員					
家族					
合計					
※当該年度の4月1日現在における対象者数。					
※実施人員数ではない。					
	単純実施	基本項目のみ	1,668	実施人員	基本項目のみ
		基本項目+詳細項目	人 1,755	実施方法	基本項目+詳細項目
小計			人		人
ドック	人間ドック	人	2,571	実施人員	ドック 人間ドック
合計			人		人

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における被験者数を記入すること。
（除外対象に該当する者が明らかに存在する場合）

「ナラタジ」の発展とその歴史

列承相氏文山了是加く側の失態入見は、特人處形の失態形態別に人見致を能取るに

3 「劉家経営費支」予定額の欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。
〔見込〕

(2) 特定保健指導経費別内訳

分類	基準額	(A) 欄の内訳)			対象経費支出予定額			(B) 欄の内訳)
		実施人員	基準単価	所要額	報酬、賃金、報償費	式 ×	金額	
特定保健指導					旅費	式 ×	=	
対象者数(人)					宿泊費	式 ×	=	
動機付け支援					消耗品費、燃料費、印刷費本 食、完熟水蜜、修繕料	式 ×	=	
積極的支援					役務費	通話通電費、手数料、保険料	式 ×	=
合計					委託料	式 ×	=	
					使用料及び賃料	式 ×	=	
					備品購入費	式 ×	=	
					負担金	式 ×	=	
					動機付け支援(丁)	式 ×	=	
					初回面接のみ	初回面接のみ	人	
※前年度に初回面接を行 い、当該年度に火報評価 (積極的支援の場合は、 維持的支援及び火報評 価を行ううもの、「火報評 価のみ」を含む。) ※実施人員ではない。					火報評価のみ	火報評価のみ	人	
					火報的支援(丁)	火報的支援(丁)	人	
					初回面接のみ	初回面接のみ	人	
					実績評価のみ	実績評価のみ	人	
					合計	人		

(注) 1 対象者数は、特定健診の結果、階層化により特定保健指導の対象となつた者の人数を記入すること。

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況などに実施人員数を記載すること。

3 「動機付け支援(丁)」および「積極的支援(丁)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで全てを行う者(予定含む)を計上すること。
(※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。

(※) 「積極的支援(丁)」欄においては、維持的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度は初回面接のみを行い、実績評価は翌年度に記入すること。

5 「火報評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績(3ヶ月以上経過後)評価のみを行う者を計上すること。
なお、積極的支援の場合は、維持的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。

6 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

() 国民健康保険組合名

様式第2号（第4条及び第7条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・
保健指導補助金（変更）交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号により申請のあった令和 年度埼玉県
国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金については、下記のとおり交付すること
に決定したので通知します。

記

1 交付決定額

交付決定額	金	円
前回までの交付決定額	金	円
差引今回変更増△減額	金	円

2 交付方法

3 交付条件

埼玉県国民健康保険特定健康診査・特定保健指導補助金交付要綱別紙のとおり

担当
電話

様式第3号（第9条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・
保健指導補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

組合名
代表者氏名

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円

2 添付書類

- 令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金精算額内訳（別紙）
- その他関係資料（特定健康診査等に関する制度周知をしていることが確認できる資料等）

担当課：_____
担当係：_____
職名：_____
氏名：_____
電話：代表_____（内線_____）
直通_____
保険者番号：_____

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健診査・保健指導補助金精算額内訳

(国民健康保険組合名)								
区分	基準額 (A) 円	対象経費の 実支山額 (B) 円	寄付金その他の 収入額 (C) 円	差引額 (D) - (C) 円	累補助金 基本額 (E) 円	累補助金 所要額 (F) 円	累補助金 交付決定額 (G) 円	累補助金額 精算額 (H) 円
特定健診査								
特定保健指導								
合計								

(注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費の実支山額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。

2 「寄付金その他の収入額」(C)欄には、区分毎にその額がわかららない場合は、その合計額を区分毎に「対象経費支出額」(B)欄の額で按分した額を記入すること。

3 特定健診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。
(特定健診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)4 「累補助金基本額」(E)欄と「差引額」(D)欄の額に1/3を乗じた額を比較して少ない方の額を記入すること。
5 「累補助金所要額」(F)欄には、「累補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた額を記入すること。

(1) 特定健診経費別内訳

国民健康保険組合名
対象経費の実支出額

分類	実施人員	基準額	(A) 標の内訳)		(B) 標の内訳)		金額 円
			基準単価	所要額	報酬、共済費、賃金、報償費	旅費	
特定健診査							
対象者数(人)					1式 ×	1式 ×	
組合員					1式 ×	1式 ×	
家族					1式 ×	1式 ×	
合計					1式 ×	1式 ×	
※当該年度の4月1日現在における対象者数。 ※実施人員数ではない。					1式 ×	1式 ×	
対象者数	基本項目のみ	人	1,668		対象者数	人	
	単独実施				対象者数	人	
	基本項目+詳細項目	人	1,755		対象者数	人	
小計		人			対象者数	人	
ドック	人間ドック	人	2,571		対象者数	人	
合計	合計	人			対象者数	人	

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかな場合は除外すること。)

2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定健診の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費の実支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳

(国民健康保険組合名)

分類	実施人員	基準額	(A) 棚の内訳		対象経費の実支出額		(B) 棚の内訳 金額 円
			標準単価 円	所要額 円	標準	共済費、賃金、報償費	
特定保健指導					旅費	旅費品費、燃料費、印刷製本	1 式 ×
対象者数(人)					旅費	旅費品費、光熱水費、修繕料	1 式 ×
動機付け支援					後務費	通信運賃、手数料、係陳料	1 式 ×
積極的支援					委託料		1 式 ×
合計					使用用料及び賃借料		1 式 ×
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価(積極的支援及び実績評価のみ)を行うもの(「実績評価のみ」)を含む。					備品購入費		1 式 ×
※実施人員数ではない。					負担金		1 式 ×
動機付け支援	動機付け支援(丁)	人	1,970		動機付け支援(丁)		人
	初回面接のみ	人	1,580		初回面接のみ		人
実績評価のみ	実績評価のみ	人	390		実績評価のみ		人
	実績的支援(丁)	人	5,860		実績的支援(丁)		人
積極的支援	積極的支援(丁)	人	2,940		初回面接のみ		人
	実績評価のみ	人	3,510		実績評価のみ		人
合計		人					

(注) 1 対象者数は、特定健診検査の結果、階層化により特定保健指導の対象となつた者の人数を記入すること。

2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況毎に実施人員数を記載すること。

3 「動機付け支援(丁)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで金てを行つた者を計上すること。

(※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。

(※) 「積極的支援(丁)」欄においては、実績評価が途中終了の場合は、同様の扱いである。

4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度は初回面接のみを行い、当該年度は実績(3ヶ月以上経過後)評価のみを行つた者を計上すること。

5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行つた場合も同様の扱いである。

6 「対象経費の実支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

なお、積極的支援の場合は、実績的支援が途中終了の場合は、実施機関からの請求額を計上すること。

「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、前年度は初回面接を行つた場合も同様の扱いである。

「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、前年度は初回面接を行つた場合も同様の扱いである。

「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、前年度は初回面接を行つた場合も同様の扱いである。

様式第4号（第10条及び第11条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・
保健指導補助金交付額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした令和 年度埼
玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金については、 年 月 日付
け 第 号事業実績報告に基づき、交付額が金 円に確定したので通知します。

なお、超過交付となった埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金
金 円については、補助金等の交付手続等に関する規則第17条第2項によ
り令和 年 月 日までに返還してください。

担当
電話